

平成27年

秋の全国交通安全運動

運動の期間

9月21日月～9月30日水



9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止

★～キラリ輝く おうみ交通マナー～★

運動の重点

- ①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- ②後部座席を含めた全ての座席の
シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県交通戦略課交通安全対策室 TEL077(528)3682

●この印刷物は再生紙を利用しています

滋賀県交通戦略課

検索

と検索してください。



運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止

★～キラリ輝く おうみ交通マナー～★

運転者は

- 子供や高齢者の姿を見かけたら、その行動に気を配り、徐行または一時停止し進路を譲るなど、「思いやり、ゆずり合い運転」をしましょう。
- 70歳以上の高齢運転者は、「高齢運転者標識」を付けましょう。



家庭では

- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材用品の活用や明るい服を着用しましょう。

地域・職域などでは

- 子供や高齢者を守る「思いやり、ゆずり合い運転」を呼びかけましょう。
- 道路の安全点検や、子供や高齢者の保護誘導活動を行いましょう。
- 家族みんなで参加できる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。



運動の重点

①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止

(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)

歩行者・自転車利用者は

- 夕暮れ時や夜間は、自動車から見えにくいので、反射材の活用や明るい色の服を着ましょう。
- 道路を横断するときは、必ず一度止まり、必ず安全確認をしましょう。

自転車利用者は

- 「自転車は車の仲間」であることを認識し、「自転車安全利用五則」を守りましょう。

自転車安全利用五則

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- ④安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での安全遵守と一時停止、安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用



自動車運転者は

- 薄暗くなったら早めにライトを点灯しましょう。
- 交差点では確実に安全確認をしましょう。
- 前照灯は上向き(ハイビーム)が基本です。対向車や先行車両など、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは下向きで、それ以外は上向きで、こまめにライトを切り替えて運転しましょう。

夕方の「前照灯早め点灯」と夜間の「ハイビーム切替え」!



夕方、前照灯を点灯すると...

- ・周りの自転車、歩行者からよく見える。
- ・歩行者、自転車などに車の接近を知らせることができる。

夜間ハイビームに切替えると...

- ・前方を遠くまで確認しやすい。
- ・歩行者、自転車などを早く発見できる。

ヘッドライトが下向きの場合

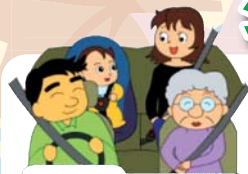


ヘッドライトが上向きの場合



注意: 前車や対向車、その他交通の妨げになるときは、ロービームに戻してください。

②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



～シートベルトは命綱～

運転者は

- 「車に乗ればまずシートベルト、チャイルドシート」を着用する習慣を身に付けましょう。
- 少しの距離でも必ず着用しましょう。
- 前席はもちろん、後部座席もシートベルト着用を徹底しましょう。
- 6歳未満の子供にはチャイルドシートを正しく使用させましょう。

家庭では

- 車で出かける際、シートベルト、チャイルドシートの着用について「ひと声」かけましょう。
- なぜシートベルト、チャイルドシートを着用するのか、効果や必要性について家庭で話し合いましょう。

地域・職域などでは

- シートベルト、チャイルドシートの必要性や効果についての周知を図る交通安全教室を積極的に開催しましょう。

チャイルドシートは、主に3種類

体格に応じたチャイルドシートを正しく取り付け使用しましょう



乳児用(新生児から1歳ころ)
体重概ね10kg未満

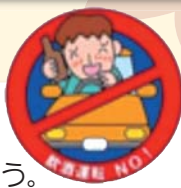
幼児用(1歳ころ～4歳ころ)
体重9kg～18kg以下

児童用(4歳ころ～)
体重15kg～36kg以下

③飲酒運転の根絶

運転者は

- 「飲酒運転3ない運動」を実践しましょう。
飲酒運転3ない運動!
飲酒運転「しない。させない。許さない。」
飲酒運転を容認、助長する行為も処罰の対象になります。
 - 飲酒運転するおそれのある者に車両等を提供
 - 車を運転するおそれのある者に酒類を提供
 - 飲酒運転の車に同乗



地域・職域などでは

- 朝礼などで、飲酒運転の危険性や交通事故の悲惨さについて話し合いましょう。
- 「ハンドルキーパー運動」に積極的に参加しましょう。

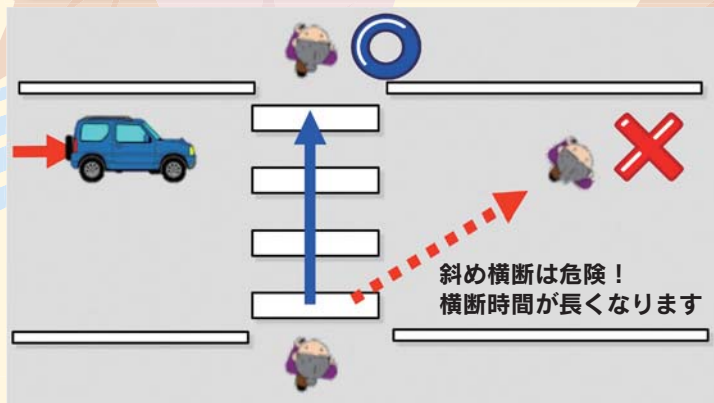


家庭では

- 車を運転する家族には、お酒をすすめてはいけません。
- 飲酒運転の悪質・危険性、飲酒運転事故の悲惨さについて家族で話し合いましょう。

		点数	罰則
酒酔い運転		35	5年以下の懲役、または100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25以上	25	3年以下の懲役、または50万円以下の罰金
	0.15～0.25未満	13	

※上記0.25及び0.15は、呼気1リットル中のアルコール量(mg)



歩行者事故の半数以上は横断中に発生!

交差点での事故多発! 安全確認の励行!



平成28年度
使用

滋賀県交通安全スローガン募集

募集期間

平成27年9月18日(金)～10月30日(金)

募集テーマ

県民みんなで交通安全をすすめる雰囲気があふれる、
滋賀県らしい特徴のあるもの。

応募資格

滋賀県に在住または勤務(通学)している方。
※作品は自作、未発表のものに限ります。

応募方法

○はがき、封書およびメールでの応募を受け付けています。
○郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号を明記してください。
(学生・生徒の場合は学校名、学年)

審査

○審査は滋賀県交通安全スローガン選考審査会において行い、
優秀作品を選出します。

発表等

○27年度末までに直接入賞者に通知し、粗品を進呈します。
○入賞作品は平成28年度の県内の交通安全総ぐるみ運動の
行事等に使用します。
○入賞作品の著作権は主催者に帰属します。

応募先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁交通戦略課内
滋賀県交通対策協議会事務局
TEL 077-528-3682 e-mail:hc0001@pref.shiga.lg.jp

平成27年度
滋賀県交通安全
スローガン

自転車に 免許はなくても ルールあり
反射材 つけて守ろう その命
「無事故でね」 湖国に響けよ 合言葉

運動期間中の
交通安全
強調日

25日 近江路交通マナーアップ啓発日
25日 飲酒運転根絶啓発日、飲酒運転について考える日
30日 交通事故死ゼロを目指す日

「自転車シミュレーター」があなたの町に出張します！

事業所・自治会・子ども会などの交通安全講習会に「自転車シミュレーター」と講師が出張します。
「自転車シミュレーター」は、模擬自転車とモニター画面を使って、自転車の危険を体験しながら自転車の安全な乗り方を学ぶ体験装置です。

お問い合わせ先

公益財団法人 滋賀県交通安全協会
TEL 077-585-2750



※このチラシは45,000部作成し、街頭啓発などで県民の皆さんに配布しています。